

○ 鈴鹿工業高等専門学校寮務委員会規則

〔令和8年3月23日〕
規則第139号

鈴鹿工業高等専門学校寮務委員会規則

(目的)

第1条 鈴鹿工業高等専門学校運営規則第4条第7項の規定に基づき、鈴鹿工業高等専門学校寮務委員会（以下「委員会」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 寄宿舎生の生活指導及び教育に関し、校長から諮問された事項に関する事
- (2) 寄宿舎生の生活指導及び教育に関し、寮務主事が必要と認めた事項に関する事
- (3) 学寮の生活指導に関する学生支援の状況について、自己点検評価改善に関する事
- (4) 学寮の生活指導に関する学生支援の状況について、機関別認証評価に関する事
- (5) その他寄宿舎生の生活指導及び教育に関する事

2 寮務委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会組織等)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副校長
- (2) 寮務主事、教務主事及び学生主事
- (3) 寮務主事補
- (4) 寮監
- (5) 学生課長
- (6) その他委員長が必要と認めた者

2 委員会は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見等を聴くことができる。

(委員会の運営)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は寮務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会への出席者は、委員会招集の都度、委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(部会等)

第5条 委員会の下に、第2条第1項各号に掲げた特定の事項及び専門的事項を審議するため、部会等を設置することができる。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和8年3月23日から施行する。